

障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものであって、常時利用するものが二十人未満であるもの

(規模)

第四十四条 知的障害者授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 知的障害者入所授産施設 三十人以上の人員（通所による入所者の数を除く。）を入所させることができる規模
- 二 知的障害者通所授産施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 知的障害者小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模

2 知的障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による入所者の支援を行う施設であって入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

(知的障害者入所授産施設の設備の基準)

第四十五条 知的障害者入所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 作業設備
- 十 更衣室
- 十一 調理室
- 十二 相談室
- 十三 運動場
- 十四 事務室
- 十五 会議室

(規模)

第20条 授産施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 通所施設である授産施設（小規模通所授産施設を除く。）二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 小規模通所授産施設 十人以上の人員を入所させることができる規模
- 三 その他の授産施設 三十人以上の人員を入所させること（通所により入所させることを除く。）ができる規模

(設備の基準)

第19条 知的障害者授産施設（以下「授産施設」という。）のうち次項に規定する知的障害者小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあつては、第一号、第二号、第四号、第十四号及び第十五号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業室又は作業場
- 九 作業設備
- 十 更衣室
- 十一 調理室
- 十二 事務室

- 十三 会議室
- 十四 宿直室
- 十五 指導員室
- 十六 相談室
- 十七 運動場

2 知的障害者小規模通所授産施設(通所施設である授産施設であって、常時利用する者が二十人未満であるものをいう。以下「小規模通所授産施設」という。)には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該小規模通所授産施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、次の各号に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- 一 静養室
- 二 食堂
- 三 洗面所
- 四 便所
- 五 作業室又は作業場

3 前項各号に掲げる設備のうち、食堂にあつては、静養室又は作業室若しくは作業場と兼ねることができる。

4 授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具を備えなければならない。

5 第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 作業室又は作業場
 - イ 必要に応じて危害防止設備を設け、又は保護具を備えること。
 - ロ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。
- 二 更衣室
 - 男子用と女子用を別に設けること。

6 第一項、第四項及び前項に規定するもののほか、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものの設備の基準については、第九条第二項(第五号を除く。)及び第三項の規定を準

- 十六 宿直室
- 十七 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 入所者(通所による入所者を除く。)一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。
 - ニ 一以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 入所者(通所による入所者を除く。)の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
 - ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないように遮断できるものであること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
 - ハ 男女別とすること。
 - ニ イ、ロ及びハに定めるもののほか、前号ロ及びニに定めるところによること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 入所者の特性に応じたものであること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 入所者の特性に応じたものであること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

用する。

7 第二項、第三項及び第四項に規定するもののほか、小規模通所授産施設の設備の基準については、第五項第一号イの規定を準用する。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業室又は作業場

イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。

九 作業設備

入所者の安全に配慮したものとする。

十 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

十一 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

十二 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十三 運動場

必要な備品を備えること。

十四 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。
ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 知的障害者入所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(知的障害者通所授産施設の設備の基準)

第四十六条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

一 食堂

二 洗面所

三 便所

四 医務室

五 作業室又は作業場

六 作業設備

- 七 更衣室
- 八 調理室
- 九 相談室
- 十 運動場
- 十一 事務室
- 十二 会議室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所

入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

- イ 男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室

- イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
- ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

- イ 必要に応じて危害防止設備を設け又は保護具を備えること。
- ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。
- ハ 作業室には、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。

六 作業設備

入所者の安全に配慮したものとすること。

七 更衣室

男子用と女子用を別に設けること。

八 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 運動場

(職員の配置の基準)

第21条 授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 保健婦又は看護婦
- 四 生活指導員
- 五 作業指導員
- 六 栄養士
- 七 調理員

2 小規模通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 施設長
- 二 生活指導員
- 三 作業指導員

3 前項各号に掲げる職員のうち、施設長にあっては、生活指導員又は作業指導員と兼ねる

必要な備品を備えること。

十一 廊下幅

- 一・三五メートル以上とすること。
ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とすること。

3 知的障害者通所授産施設は、必要に応じて原材料及び製品の運搬のための機械器具等を備えなければならない。

(知的障害者小規模通所授産施設の設備の基準) (略)

(分場の設備の基準)

第四十八条 分場の設備の基準は、第四十七条に規定する基準に準ずる。ただし、同条第一項第八号から第十二号までに掲げる設備は設けないことができる。

(知的障害者入所授産施設の職員の配置の基準)

第四十九条 知的障害者入所授産施設のうちには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託するものにあつては、第五号の調理員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師

入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上

- 四 栄養士 一以上
- 五 調理員 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項及び第七項の常勤換算方法とは、

ことができる。

- 4 第一項各号に掲げる職員のうち、保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。
 - 一 入所者(通所による入所者を除く。)の数を四・三で除して得た数
 - 二 通所による入所者の数を七・五で除して得た数
- 5 小規模通所授産施設の施設長は、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、小規模通所授産施設を適切に運営する能力を有する者でなければならない。
- 6 第十一条第二項、第三項及び第五項の規定は、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者入所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 知的障害者入所授産施設であって、通所による入所者の支援を行うものにあつては、第一項に掲げる数の職員に加えて、当該通所による入所者の支援を行う第一項第三号に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。
- 8 知的障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者通所授産施設の職員の配置の基準)

第五十条 知的障害者通所授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託するものにあつては、第四号の調理員を置かないことができる。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員 保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員の総数は、常勤換算方

法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

四 調理員 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通所授産施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第三号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 知的障害者通所授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(知的障害者小規模通所授産施設の職員の配置の基準) (略)

(分場の職員の配置基準)

第五十二条 知的障害者授産施設は、分場を設置する場合は、当該分場において通所による入所者の支援を行う第五十条第一号第三項に掲げる職員を置くものとし、当該職員の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

- 2 知的障害者授産施設は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

(授産活動)

(授産種目等)

第22条 授産施設が与える職業(以下単に「職

第五十三条 知的障害者授産施設の授産活動

業」という。)の種目は、地域の実情、製品の需給状況等を考慮して選定しなければならない。

- 2 授産施設は、職業に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第23条 授産施設は、職業に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第24条 第七条の五、第八条及び第十二条から第十八条までの規定は、授産施設のうち小規模通所授産施設以外のものについて準用する。

- 2 第十四条第一項、第十五条、第十七条第一項及び第十八条の規定は、小規模通所授産施設について準用する。

第四章 知的障害者通所寮

(規模)

第26条 通所寮は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第25条 知的障害者通所寮(以下「通所寮」という。)には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室
- 八 洗濯場

は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うものでなければならない。

- 2 知的障害者授産施設は、授産活動に従事する入所者の作業時間、作業量等がその者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十四条 知的障害者授産施設は、授産活動に従事している入所者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十五条 第十一条の規定は、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三項の生活支援員について準用する。

- 2 第十二条及び第二十一条から第四十一条までの規定は、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通所授産施設について準用する。

第四章 知的障害者通所寮

(規模)

第五十七条 知的障害者通所寮は、二十人以上の人員を入所させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第五十六条 知的障害者通所寮には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、娯楽室にあっては、食堂と兼ねることができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 調理室

- 九 娯楽室
- 十 事務室
- 十一 指導員室
- 十二 相談・指導室

2 前項各号に掲げる設備のうち、居室については一室の定員は二人以上四人以下を標準とする。

3 第一項各号に掲げる設備のうち、娯楽室にあつては食堂と、指導員室にあつては事務室とそれぞれ兼ねることができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項に掲げる設備の基準については、第九条第二項(第一号口を除く。)を準用する。

- 八 相談・指導室
- 九 洗濯場
- 十 娯楽室
- 十一 事務室
- 十二 指導員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上であること

二 静養室

イ 寝台又はこれに変わる設備を備えること。

ロ 男女別とすること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室

入所者の特性に応じたものとする。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものとする。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものとする。

七 相談・指導室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 娯楽室

必要な備品を備えること。

3 前項各号に掲げる設備のうち、娯楽室にあつては食堂と、指導員室にあつては事務室とそれぞれ兼ねることができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項に

掲げる設備の基準については、第十条第二項（第一号口を除く。）を準用する。

（職員の配置の基準）

第27条 通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 寮長
- 二 嘱託医
- 三 生活指導員

2 生活指導員の総数は二人以上でなければならない。

（生活指導）

第28条 通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

（健康管理の指導）

第29条 通勤寮は、常に利用者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

（準用）

第30条 第七条の五、第十二条及び第十八条の規定は、通勤寮について準用する。

（職員の配置基準）

第五十八条 通勤寮には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

- 一 寮長
- 二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 生活支援員 常勤換算方法で二以上

2 前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該知的障害者通勤寮において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

3 第一項第一号の寮長は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は常勤の者でなければならない。

5 知的障害者通勤寮は、支援を行う入所者の障害の状況に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる職員に加えて、必要な職員を置かなければならない。

（生活指導）

第五十九条 知的障害者通勤寮は、対人関係、金銭の管理、余暇の活用その他独立自活を行うために必要な生活指導に努めなければならない。

（健康管理の指導）

第六十条 知的障害者通勤寮は、常に入所者の健康の状況に留意し、健康保持のための必要な指導に努めなければならない。

（運営規程）

第六十一条 知的障害者通勤寮は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する

<p>第五章 知的障害者福祉ホーム（略）</p>	<p>規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 施設の目的及び運営の方針二 職員の種類、数及び職務の内容三 入所定員四 入所者の支援の内容及び入所者から受領する費用の額五 施設の利用に当たっての留意事項六 非常災害対策七 その他施設の運営に関する重要事項 <p>（準用）</p> <p>第六十一条 第十一条、第十四条、第二十七条、第二十八条第二項及び第三項、第二十九条から第三十六条の規定（第三十条除く）は、通勤寮について準用する。</p> <p>第五章 知的障害者福祉ホーム（略）</p>
--------------------------	--